

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行◆

関西労災職業病 8月号

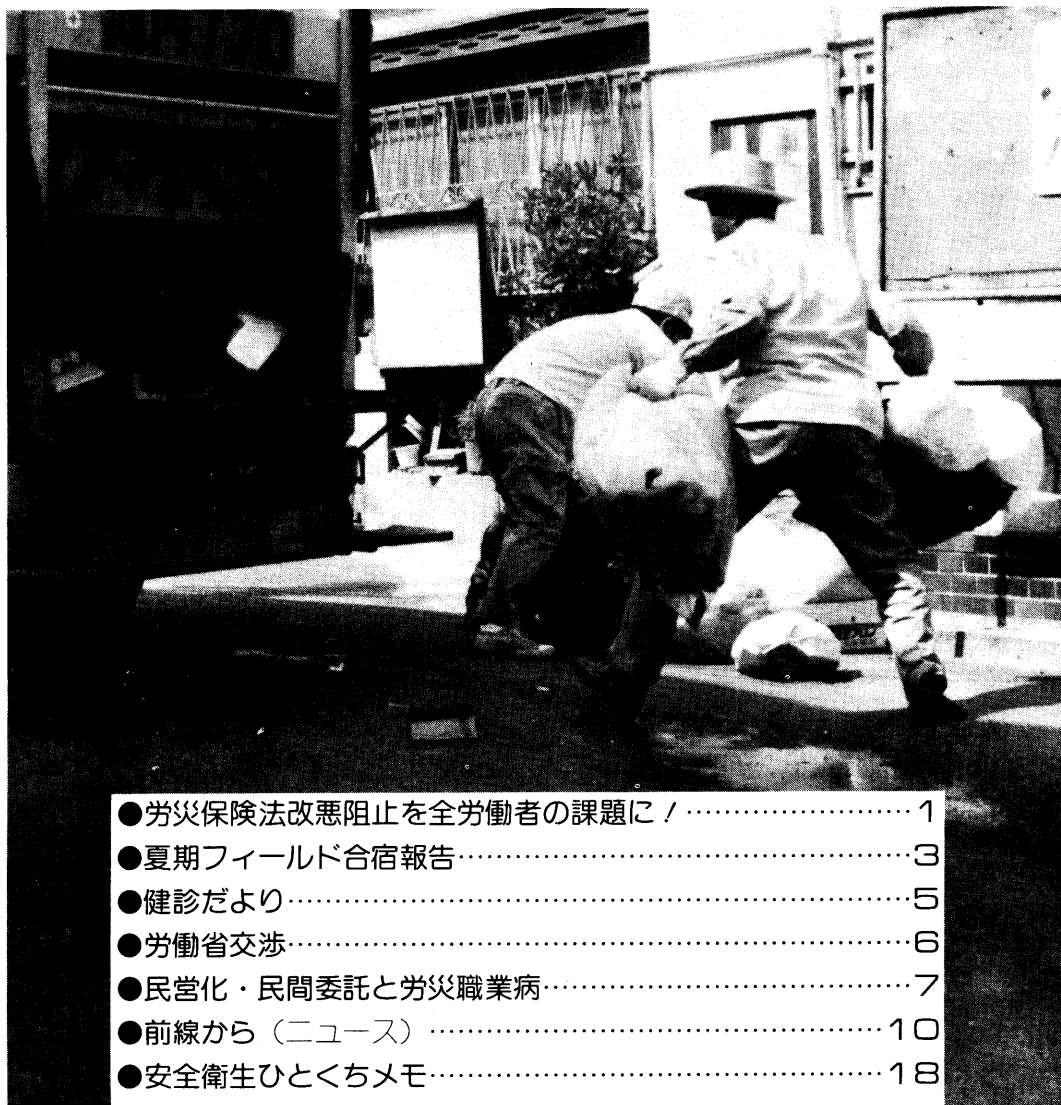
(通巻第135号)

関西労働者安全センター 1985.8.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎06・538・0148〔〒550〕 郵便振替口座 大阪6-315742

100円



●労災保険法改悪阻止を全労働者の課題に！	1
●夏期フィールド合宿報告	3
●健診だより	5
●労働省交渉	6
●民営化・民間委託と労災職業病	7
●前線から（ニュース）	10
●安全衛生ひとくちメモ	18

7月の新聞記事から

■表紙写真／東大阪市中部環境事業所作業風景

労災保険法改悪阻止を全労働者の課題に！

八六年度中改悪実施へ準備進める労働省

政府・労働省は、一九八六年度中に労災保険法の改悪を実施しようとして現在着々と準備を進めている。一昨年七月、労災保険審議会の中に労災保険基本問題懇談会が発足し、約二年の具体的検討が行われ、この八月中にも懇談会の意見がまとめられるという。それを受けて労働省は、労災保険法改「正」案を策定して次期通常国会に提出し、来年度中に新制度をスタートさせようとしている。

改「正」点として、①年金や一時金の支給額に新たな上限を設ける・②労働福祉事業の抜本的見直し・③年金給付と厚生年金の老齢年金との併給調整・④使用者からの不服申立制度の創設、等々があげられている。この中でも、労災年金と厚生年金の老齢年金との併給調整については、併給調整は行われているが、今回の改悪でますますその調整幅が拡大されていくことになり、老齢年金を受けている人には労災保険が一部しか支給されないことになってしまうのである。

しかし、この調整もちょっと考え

てみるとすぐ分かることだが、労災保険は使用者責任として使用者の費用で運営されており、厚生年金と同列に扱うこと自体おかしなことなのである。いうならば両保険制度はまったく異質なものであり、併給調整など行なうべきものでない。この「調整」は明らかに、労災保険を社会福祉にしてしまおうとするものであり、ひいては労災の企業責任をもアイマイにするものである。

そして、もし実施されれば労災保険法そのものが有名無実と化す内容が、「使用者の不服申立制度の創設」である。

現在は、保険給付の支給・不支給

の決定に対し不服申立の権利は労働者のみにあり、使用者にはない。それを使用者にも与えよというのがその内容である。これはもう労基法の基本さえ否定することになるものである。

その他いくつかの改「正」内容も予想されるが、それらの説明については、もっと明らかにした時点で行ないたいと思う。

われわれが今後、改悪阻止に向けた闘いをより強化していこうとするとき、忘れてはならないことは、この闘いが決して被災労働者のみの闘いではないこと、これはかつての闘いの一つの教訓でもあった。

労災保険法改悪阻止を全労働者の課題として地域で、職場で、産別であらゆるところで闘いを組織していこう。

関西労働者安全センター

5期

労災職業病闘争講座

特別講義

□ VDT労働の安全衛生 □

講師：酒井一博氏（労働科学研究所）

日時：9月18日午後6時

場所：大阪府立労働センター5階視聴覚室

参加費：400円（講座受講者は無料）

（地下鉄天満橋より5分）

主催：関西労働者
安全センター

※前号で労金本店で開催とありましたが上記に訂正します。
お間違いのないように。

南大阪・尼崎フィールド合宿おわる

'85

充実した討論内容

85フィールド合宿実行委員会

南大阪・尼崎フィールド合宿は今回で12回目を数えた。南大阪の労働運動、医療運動に学び、参加学生間での討論、大学に持ち帰っての討論によって自らの生き方・社会の将来を模索しようとするこの合宿も、近年討論が湿りがちとなる傾向があった。そこで今回は規模を縮小し参加者を絞り、さらに学習会や全体討論の時間を大きくとることによって密な討論を行おうと考えた。

毎年フィールド合宿を終えての反省点として、事前学習と事後討論（予習復習？）の不足があげられていたわけだが、各大学でのサークル活動が停滞している現在において、そうしたいわばないものねだりをするよりも、合宿期間中の討論を深めることが重要だとし

たのである。テーマは①労働運動について学ぶこと ②その視点から現在の医療を検証すること 以上二つを掲げた。

フィールド合宿は七月二一〜二四日の四日間、松浦診療所を宿舍として行われた。二一日はまず基調討論から入ったが、例年行われている、選手宣誓型の基調文を読み上げる、というものではなく、各自の参加に際しての考えを出しあうものにした。だが討論は医学生運動の低調さを反映し、「参加するのは三度目だが、自分自身についていえばだんだん状況がつかめなくなってきたおり、また展望もなくなってきたている」（岡大〇君）「ともかく具体的に動いている場に自分の身をさらし

てみたい」（京大K君）といった感じであった。この雰囲気を感じたのが全港湾建設支部委員長尾崎勝治氏の講演である。尾崎氏には、労働運動とは何か、と題して講演していただいたのだが、労働者とは何か、から始まって階級社会、息子だけは自分だけとは願う「いち抜けた思想」、さらに労働運動に致るまで、全て氏の生活・運動・人間関係から具体的に説かれる内容は一つ一つその情景が目につかぶような話であり、参加学生に強いインパクトを与えた。そしてそれを学生は二二・二三日のフィールド活動で知ることになるのである。

労組訪問が

学生に強いインパクト

では、二日間各労組・医療機関を訪問しての参加者の感想を一部拾ってみよう。

— 全金田中機械支部 —

「まず、港合同というような形態の職種・業者をこえた労組があつて実際に活動しているというのに驚いた。そういう所が存在するのか、という驚きというか喜びというか。話をしてもらつていた時にも何人かの人が泊りに来ていて、闘いの中でつちかつてきた信頼できる人間関係というのがあるからやつていけるのじゃないかな、という感じも持った」

— 全金矢賀製作所支部 —

「三三九六日間〓九年と三か月余りにわたる闘い、そして闘争は勝利する。この事実に対してすら大感動を覚えてしまった僕は、当社の終結報告集会に際してのパンフの表紙の、砂を噛んでも鬨い抜く!! という言葉に中途半端ではない労働者の底知れないパワーをひしひしと感じた。その割にはと言つては何だが、労組の方(太田さん)の口調は穏やかで九年あまりの争議をなしてきたとは信じられない気持ちがあった。その太田さんをして言わしめた」

港合同の力があつたからこそ。という言葉、これが一番印象に残っている」

— 全金大阪亜鉛支部 —

「大阪亜鉛で働く人達を見、話を聞かせてもらつて感じたのは、明るいな。あつ、これが労働者なんだな。ということである。工場見学ではその厳しさに驚かされたが、みんなが仲間の力によつて生きるんだと覚えておられることからくる表情の明るさ・力強さに圧倒されて、僕はなんだか自分自身がうしろめたくなるような気がした」

— 阪神医療生協 —

「まず衝撃的だったのは、病気の人も健康な人も医療について考えているということでした。健康な人が医療に関して無関心なため、病気になる、経済面や治療のことで困ったり、医者・看護婦に従うはめになつていふことに對し疑問を感じていたので、それを破る糸口みたいなものを見つけた気分です」

このほか、様々な労組・職場で学生は大きな衝撃を受けて帰つてきたのである。

思想〓言葉を裏打ちする

〓関係〓を

私達医学生は、ともすれば医療を大前提に置いて、良い医者になるために社会を見るとか、良い医療を行うために患者の生活環境を知るだとか考えがちであるが、それは逆ではないだろうか。すなわち、医療のために、関係〓を求めるとは、関係〓のために医療を行うのではないのか。各労組でその明るさ・力強さに衝撃を受け、自分を振り返つて落ち込んでしまつた原因の一つは、私達学生に、関係〓を前提として発想することができなくなつていふ状況があるのではないかとと思う。私達は「理屈はわかるが実感がない」といつたことをよく感じる。それは、思想〓言葉を裏打ちする、関係〓を得ていないことを意味すると言つてよい。

人間にとつて最大の宝は他の人間である。そんなマルクスの言葉を実感させられたフィールド合宿であつた。

MAISONRA...療所健診により。

健診でケイワン絶滅に着実な歩み

松浦診療所には、ケイワン、腰痛の相談が多く、少しづつだが確実に健診する職場は増えている。そのなかで大阪労働金庫の例を報告したい。

まず頸肩腕障害の発生要因と症状の概要を。労働内容は銀行業務を考

えれば、容易に想像できる。

- ①ボールペン複写(三枚〜五枚)
 - ②札勘定③台帳めぐり④キーパンチ
- というように上肢の軽い緊張を続けることにより、頸、肩、腕がだるくなり、こり、シビレ、遂には痛み始め、睡眠がとれなくなると、疲労の回復もできず、頭痛、イライラ、吐き気などが常時おこり思考力が低下し、情緒不安定となり、気分も滅入ってしまう。

大阪労金労組が、ケイワン根絶に向けて闘い始めた一九七八年には、三六〇名中二二名(要注意一〇名、

要治療一二名)が作業軽減、要休業の対象となっていた。保健衛生委員会(労使三名ずつで構成)でつくられた方針は

- ①年中を通じた早期発見体制
- 五月 — 定期健診(全員)
- 九月 — フォロー健診
- 二月 —

②要注意から要治療への進行をくいとめること

③要治療者の治療に積極的治療(水泳、体操)を取り入れる

で通院は時間内保障で行なわれた。要注意者は九月、二月とフォローされ、治療が必要と判断されれば、ただちに対処されている。その結果、

七八年には大量発生がくいとめられ、七九年には完全治癒者が実現でき、八〇年には長期のり病者の完治が実

現できるようになった。その後の有症者数を表にすると左記のようになる。

(表1)をみれば、要治療者は確実に減っており、現在では長期のり病者が二名残っているだけになった。また新たな発生者(毎年二〜三名が職場の仲間によって早期に発見されている)は早期治療により、二〜三カ月の治療で治めになっている。こうしてケイワン対策は成果をあげているが、今年五月は全国オンラインシステム導入があり、その影響がでていないか調べるため、秋にはアンケート調査を保健衛生委員会が主体となってやってもらう予定になっている。

(表1)

年	要注意	要治療	計
七九年	一〇名	一二名	二二名
八〇年	五名	九名	一四名
八一年	五名	七名	一二名
八三年	六名	七名	一三名
八四年	一名	三名	一四名
八五年	八名	三名	一一名

8/6 労職被災者対策全国連が労働省交渉

八月六日、労働省（東京）において、労災職業病被災者対策全国連絡会議の主催による本省労働基準局労災管理課長他四名が対応）との懇談会がもたれた。この懇談会は昨年連続第二回目のものであるが、今回の参加団体は、じん肺患者同盟、脊損連合会、兵庫、神奈川の被災者団体、神奈川労災職業病センター、関西労働者安全センター等の諸団体、そして総評で、約二〇名の参加者であった。

当日、全国連絡会議より提起された主な内容を列記してみると、針きゅう施術に関する二二二号通達問題、VDTによる健康障害、労災保険法改悪問題、そして、循環器系疾患の認定基準問題等々であった。交渉時間も一時間半と限定されていたことから各項目について十分な議論はできず、当日は各被災者団体からの質

問、要請に対し局側の若干の応答という形式で行われた。

なかでも議論の焦点としてあったのは、本年四月に出された二二二号通達問題であった。この通達は、三年前の三七五通達によって針きゅう施術を打ち切れその後アフターケアとして一年を限度に認めていた施術期間をもう一年延長するというものである。（つまりアフターケアは合計二年）

これは一見被災者の立場に立ったかのような内容に思えるが、しかし結論からいうと、まったくの矛盾である。

というのは、今回の二二二通達の一節にもあるように、すなわち「・依然として恒常的な疼痛、しびれ、麻痺等の神経症状を残している者が少なくない実情にある。このよ

うな残存障害を有する者の職業復帰の促進、及び就労の定着化等を図るため、施術期間を一年間延長することとする」とある。これは明らかに労働省自らが言い続けてきた「針きゅう治療は一年を越えたら効果がな

い」という主張を、自ら覆すものである。つまり、針きゅうの施術を継続することによって、職業復帰の促進、就労の定着化を可能にする、ということを確認しているのであり、それは当然、一年を越えた針きゅう治療の効果をも認めたことになるのである。

二二二通達の内容自体、あの三七五通達との比較において検討するならば、その矛盾は一目瞭然である。この点に関しての本省の見解にわれわれを納得させるものは何一つなかった。

安全センターとしても、この問題は今回の本省交渉のみに止まらず、三七五通達の不当性、違法性を徹底的に追及し闘いを展開していく決意である。

民営化・民間委託と労災職業病

国鉄関連労働者(2)

一月二二日には、品川駅構内にある新幹線第一運転所に足を運び、鉄道整備労働組合(鉄整労)を訪ねた。

鉄整労は、国鉄整備会社新幹線整備事業所(東京、三島)の労働者を組織した組合で、現在の組合員数は、全体で約四〇〇名。主な業務内容は、車内清掃、ポイント、守衛、ボイラー、機械洗浄等である。

鉄整労は、一〇年前の一九七五年に、いわゆる非番闘争(夜勤者に週二回ぐらいの休みを要求)を闘い、長く親睦会であったものを組合として一五〇名で結成した。この組合結成は夜勤者を中心としたものであったが、これがだんだんと日勤者へも

移り、大井の事業所へも呼びかけ、東京、大井という形で組織されていた。さらに、日常活動→成果の獲得→組織の拡大という歯車の円滑な回転によって、七九春闘前には国労の全面支援もあって三島事業所にも支部が結成され、六〇〇名の組合員が組織化されていったのである。

出向・派遣のしわ寄せは

下請労働者に

ところが、55・10ダイヤ改正を前後して大井支部は、「東京、三島に比べ大井には待遇に格差がある」と

この文章は、「国労文化」二月号に報告されたもので、国労大阪新幹線支部保線所分会の森村敏彦氏に御推選いただき、転載させていただきます。国鉄関連労働者の置かれている状況について書かれたものであり、国鉄解体、合理化攻撃の中での労働者全体のおかれている立場とその問題点が浮きぼりにされています。

という理由で新幹線鉄道整備労組を結成し、組織分裂していった。鉄整労の組合役員の方がたの話によれば、「これは、大井支部の組合幹部が会

社側の分裂策動に乗ったのが原因である」らしい。

このような組織状況の中で、鉄整の当面している問題は業務委託費の削減である。これは一九八一年度から二パーセントずつ削減されてきた業務費が、一九八三年度からは一気に一〇パーセントも削減されてきた。下請会社にとって業務委託費の削減はイコール要員減となる。例えば、東京事業所の夜勤の場合、業務委託費削減前には出面で一三五名体制であったが、現在では一〇五名体制にまで合理化されている。

これに加えて出向・派遣問題である。現在までのところ、全国四二社ある整備会社の中では関西弘済整備が昨年の十月、天王寺局より六五名の派遣を正式に提案されている。対応職場の職員数は三五〇名であるので六五名という数は一八パーセント強にあたる。この提案に対して会社側は、「現在働いている職員の首切りで対応してゆきたい」と言明して

いる。正式提案されていない会社にも非公式の打診があり、平均十パーセント、整備業界全体では約二千名の割りあてが今後見込まれていると

今年に入り、一月一八日には「新幹線エンジニアリング株式会社」という新しい会社が発足した。これは「余剰人員対策」と称して派遣の受け入れを目的として、四〇数社ある検修部門の業務を、この会社に吸い上げようというのである。その四〇数社の中に鉄整の職場も入っており、これが具体化すると、検修部門の付帯作業として従事している一四名の職員の去就が問われてくる。

国鉄監理委提言が もろに影響

このような状況について、石戸委員長は、「昨年八月、国鉄監理委員会が出した第二次緊急提言が急激に

私たちの職場にも影響してきたという感じですね。あそこに書いてある通りの道が踏まれているということです。私たちからすれば随分ひどい話だということになりますけれど、だから、私たちの希望としてはどうしてもこの職場は確保していたいんだという気持は強いです。だからといって、国労さんの方がたの状況を見ると、これまた何とも言えない話になります。……」

60・3ダイヤ改正でも厳しい合理化が提案されている。

国鉄当局は「経費節減」の一貫として清掃種別の見直しを60・3で提案してきた。これは、簡単に説明すると、これまでの大掃、中掃、小掃という車両清掃の種別を、大掃を中掃へ、中掃を小掃へというように格下げしようとする合理化である。このことよって車両清掃は手抜きされ、国鉄利用者に清潔な車両を提供するというサービスは低下するだけでなく、整備労働者にとっても一両

あたりの単価が切り下げられることで要員合理化となつてゆく。三島事業所の場合には、清掃車両数が削減されるだけでなく、大掃も全廃されるために二人に一人が首を切られるのではないかと予想されている。

このような整備業界全体の動きについて、全国鉄整備労働組合総連合会（全整労連、組合員約八千名）の室田氏にまとめてもらった。それによると

- 一、出向・派遣で二千名の受入れ
- 二、60・3ダイヤ改正で約六パーセント、一、三五〇名の要員合理化
- 三、国鉄退職者の受け入れ（昨年度は一千名）
- 四、業務委託費削減で約八パーセント、数百名が予想される。

これが本年度実施されると、整備業界では五人に一人の生首が飛ぶことになる。

「このような攻撃は行革攻撃が始まってからです。このような状況にどう対応するか全整労連内部でも

ケンケンガクガクと論議し、昨年も全国統一ストライキを背景に国鉄本社へも押しかけ、三日間の座り込みなどもやったのですが合理化は重いですね。今のところ抜本策は見出せません。希望退職、定年制の引下げなどは日常茶飯事で慢性的首切り状態におかれていますのが実態です。とくに現在のようになどい状態になったのは53・10以降です。」

「今日の状況は、外注化の変遷を見れば良くわかります。一番最初は国鉄職員のいやな仕事を外注化した。六〇年代になると高度成長で国鉄も人が集まらないから外注化する。これは労資とも認めた。最近になってくると、国鉄の減量経営、効率化政策で業務そのものがなくなってくる。その結果としての余剰人員が生み出され、国鉄労働者には出向・派遣、われわれ関連労働者には業務の吸い上げで首切りという問題が起きてきている。」

この説明によっても明らかにされているように、国鉄の関連会社で働

いている労働者は常に、景気の調整弁として資本に利用され続けてきた。国鉄労働者と国関労の労働者との共同・連帯という問題が論議される時、国鉄労働者の側からは「仕事を奪われた」という反発が先走り、これに対して国関労の労働者からは、低賃金、劣悪な労働条件に加えて国鉄労働者への根強い不信感が表明されてきた。そして、いま、新たに出向・派遣問題が現実のものとなるに従って、お互いの溝は深まるように感じられるが、現実には、国鉄労働者も国関労の労働者も益々同じ状況に立たされようとしている。

今回ボロボロした三鷹の全整労、新幹線整備の鉄整労には、それぞれ独自の状況と課題が存在している。しかし共通しているものは「雇用の確保」であり、政府・独占資本、国鉄当局の一体となった国鉄解体、合理化攻撃との闘争である。これは国鉄労働者にとっても緊急の課題となっている。

前線かろ

針灸治療費請求に

局審査官棄却処分

三七五通達の不当性

追及し再審査へ!

大阪

求めた天満署の不支給決定を全面的に支持したものであった。この決定に対し、鈴木さんおよび高木弁護士をはじめとする五名の代理人(いずれも弁護士)は、直ちに中央の労働保険審査会に対し再審査請求を行なった。

これまでも機関誌にて何度か報告してきた、大阪地域合同労組キ

こえる施術である」とし、その根拠を三七五号通達に

安全センターも、この件に対しては当初より全面的

に支援してきており、今後も今回の争いの根本的な矛盾である三七五号通達の不当性・違法性を追求すべく徹底した闘いを組んでいきたいと考えている。

なお、この争いに関する報告は次号以降で適宜していききたい。

ンターハイム

東南

東南地域労災職業病

オニ回交流会開催

く多彩な団いの経験交流く

分会の鈴木真規子さんの八月三日以降の針灸治療費の審査請求に対し大阪労災保険審査官は六月二八日、天満労基署の不支給決定を支持し棄却処分を下した。

七月十六日、東南地域労災職業病交流会の第二回会合が、平野区役所において

会ではまず、認定闘争の事例をとりあげて、小学習会をおこなった。

その決定書の内容は、「政府が必要と認めた範囲を

二〇余名の参加のもとにも

次に、全金ヤマト産業武田氏が、腰痛被災者への配

転攻撃をはねのけた認定闘争について、全通平野中原氏が全通の安全衛生活動について、全金オーシマ行沢氏が、毎年充実しかつ値上がりしてきた定期健診について、それぞれ経験報告をおこなった。そのあと、ケイワン症のある女性の相談をみんなで聞いた。

さんたちが参加され、会の今後の広がりや深まりに重要な意味をもつものと思われる。

次回は八月二十八日、同じ場所で大時より。経験報告は保育労働者にしほって行われることになった。

労災・安全衛生に関してこの地域の組合、労働者、被災者の交流の場として発展するために、センターはこれからも積極的に協力していきたい。

大阪

市従土木支部が「腰痛症」学習会を開催

健康破壊が進む現業労働者の実態

七月十八日、大阪市従土木支部は各分会・職場から担当者約百名を集め、労働安全衛生に関する学習会を開催し、安全センターから

七月十八日、大阪市従土木支部は各分会・職場から担当者約百名を集め、労働安全衛生に関する学習会を開催し、安全センターから

実情はますます悪化の一途をたどっている。なかでも最も攻撃にさらされているのが現業労働者であり、われわれの知る限りにおいてこの部面の労働者の健康破壊が最も進んでいる。

今回の学習会を契機として、土木支部における安全衛生・健康問題へのとりくみが更に発展することを期待するとともに、安全センターもそれに伴う出来得る限りの協力を行なっていく。

牧野訴訟が三回法廷開かれる

「ええかげん」な基金支部側書面

・摂津市職

摂津

摂津市職は学校用務員、牧野常雄さんの腰痛再発公務外認定について、基金支

部を相手取って原処分を取り消しを求める訴訟を大阪地裁に起こしているが、八

月十四日第三回法廷が開かれた。七月三日の第二回法廷では、被告基金支部側の第一回準備書面が提出されたが、訴状に添える内容とは全くなっておらず、「再発とはいえない」から「違法ではない」と言うだけであった。そこでこの法廷で

は、原告側より公務災害の認定基準を出し再発であることを改めて証明した。この法廷に先立ち、原告代理人の大沢弁護士、摂津市職、本人、自治労大阪府本部及びセンターと、自治労本部の中桐顧問医師は検討会を行ない、今後の支援

パンフレット

誰もが働き続けられる職場をめざして

保育労働者の労災申請から職場完全復帰まで

発行：総評大阪地域合同労組 キンターハイム分會

B5 32ペ-ジ
カンパ 300円

9/8 牧野訴訟に 結集を!

のための打ち合わせを行なった。
安全センターとしても、傍聴参加を含めてこれをつかさに大いに公務災害をめぐる闘いを進めていきたいと考えている。なお次回法廷は九月十八日午後一時大阪地裁八〇九号法廷で行なわれる。

東大阪

頸肩腕被災者へ会社が差別待遇

合同労組へ加盟し新たな闘い

●総評東地域合同労組●

総評東地域合同労組に新たに加盟したS氏は、衣服関連会社に勤め、主に倉庫内作業に従事していたが、七一年頃より右腕に痛みを感じ始め、その後症状は徐々に悪化していき休業へと追い込まれるに至り、(後に頸肩腕症候群で労災認定)

現在は通院治療を続けながら半日就労するまでに回復してきている。今回の相談は、S氏が頸肩腕症候群に罹患する当時の七一年頃から始まる会社側のS氏に対する差別待遇に端を発し、それに対し、S氏をはじめとする当時の

組合は、職業病の企業責任を追求し話し合いの場をくり返し持ってきたものの、現在に至るも両者の意見は食い違ったままであり、S氏の東地域合労への加盟を契機として安全センターも加わり、再度の会社側との団交を開始している。

このS氏の問題のみならず、総評東地域合同労組と安全センターとの関係はますます強化されており、先日も当該労組のセンターへの会員加盟が決定された。

北 大 阪

自治労北摂ブロックが

安全衛生委員担当者会議

を設置

※一回学習会に約百名参加

自治労大阪府本部北摂ブロックでは、各単組安全衛生委員会担当者会議を設置し、八月十二日に第一回目的の学習会を開催した。安全衛生対策については自治労府本部でも方針化されており、この担当者会議もその取り組みとして企画されたものである。

安全衛生対策は各単組によってもかなりのばらつきがあり、安全衛生委員会がなかったり、あっても機能していなかったりということが多く、その問題点がこれ

までもかなり指摘されてきた。この担当者会議はこうした現状を直視し、運動を

全体的にも引き上げていくことを目的としており、注目される場所である。この日の学習会では、日本労災センターの井上浩氏が「安全衛生委組合選出委員の任務について」と題して講演を行い、具体例を出し組合の安全衛生の運動によって、どれだけ労働者の生命が守られるかを説いた。

講演後も約百名の参加者から活発な質問があった。その後、問題提起として摂津市職から牧野訴訟についてアピールが行われた。学習会後の当面の取り組みとしては、各市の実態についてアンケート調査が行われることになっている。

広 島

8/6 山石佐さんが

国際被ばく者フォーラムで

アピール

八月四日より、広島で開催された原水禁大会に、岩佐訴訟原告・岩佐嘉寿幸氏と支援する会事務局メンバーが参加した。

四日午前九時より、広島県労働会館で開催された国際核被害者フォーラムに参加した岩佐氏は、敦賀原発で被ばくし放射線皮膚炎を

発症して以降、休職を余儀なくされてきたこと。労災も認められず、裁判においても、一審は全面敗訴するという厳しい状況の中、多くの支援に支えられて、控訴審を闘いつづけていることを報告した。このフォーラムは、広島長崎の被ばく者、世界各地の核実験被ばく住民、被ばく兵士、さらに、ウラン採

東大阪

全金東大阪地協枚岡ブロック

定期安全パトロールを実施

七月二十五日、全金東大阪地協枚岡ブロックは、定期安全パトロールを行った。

今回の実施支部は、兵田計器と伊藤工機の二支部。ブロックから高見氏（永和工業支部委員長）他二名、地

掘——原発——再処理という核燃料サイクル被ばく者が一堂に会したものだ。一四か国からの参加者があった。今回のフォーラムを受けて、原水禁では二年後に、核被害者世界大会の開催を決定している。日本では今、下北半島を世界最大の核燃

●岩佐訴訟法廷●

10月9日午後1時

大阪高裁一〇〇七法廷

る。温度計という環境因子に敏感な製品を取り扱うことから、工場内は空調がいきとどき、整理整とんの行届いた職場であった。

問題がでる可能性のあるところとして、水銀式温度計に使用されている水銀対策、温度計の塗装に使う有機溶媒、溶接時のガス対策メガネの着用だろう。今のところは問題点はみられなかった。

伊藤工機支部は、プロパンガスボンベ、ガス出口の自動切り換え装置の加工、組み立てを行っている。問題点としては、整理整とんの悪さが目立ったことがあげられた。



大阪

労災職業病闘争講座

後期(医療編)は九月二十五日から

より広い層の結集を

六月十九日より開始した第五期労災職業病闘争講座前期が終了した。前期六回の参加人員は、合計一九三名であった。本講座も五年目となり、若干、低迷するかとも予想されたが、まずまずの入りとなった。

しかし、ひとまず前期を終えて、今後講座の開き方を工夫して、より広い層の結集を図る必要があるのではないかという感想をもつたのも、実際のところである。

今回、前期運動編においては、例年のテーマである「健診」「労災補償のしくみ」と認定闘争、「職場の安全衛生」の他に、労働関係法規改善問題と、全林野の振動病闘争という今日的課題を盛り込み、なかなかの好評であった。

なお、後期のはじまる前には特別講義として、九月十八日六時より「VDT労働の安全衛生」と題する酒井一博氏の講演を行なう。場所は、府立労働センター(天満橋)なので、お間違いないように。

労災職業病闘争講座

●開講時間 午後6時～8時

●開講場所 大阪労働金庫本店会議室

(森ノ宮駅(国鉄、地下鉄)下車・市立労働会館南側)

■後期 <医療編> 期間9月25日～10月30日(毎週水曜日)

9月25日	腰痛症	新井孝和(京大阪大労職研医師)
10月2日	脳卒中・心臓病	足達七郎()
10月9日	頸肩腕障害	松浦良和(松浦診療所々長)
10月16日	じん肺・中毒症	大成功一(京大阪大労職研医師)
10月23日	労働と精神神経障害	川合 仁(京大精神科医師)(予定)
10月30日	修了式 記念講演	

此花

此花労働者センターが パート労働者に焦点をあて 相談活動を開始

現在、此花労働者センターではパート労働者に焦点をあてた相談活動の準備を進めており、八月下旬から開始の予定である。

が現実である。

パート労働者の労働条件については昨年、労働省より通達「パートタイム労働対策要綱」なるものが発せられたものの、実際の労働現場においては、未だその基準は守られていないのが実情であり、それどころか、最近のパート労働者の急激な増加につれて、以前と比較しても全般的な労働条件の低下さえみられるの

これまで此花センターでは労災問題を中心に相談を受けてきたものの、此花という地域性等を考え合わせると、パート労働の問題にも積極的に取り組んでいく必要があり、数多くの無権利状態におかれているパート労働者の実情の改善をめざしていくものである。

相談日については当初、毎週土曜日の午後六時～八時と限定されるものの体制が整い次第少しずつ拡大していく予定という。

快適な環境・ 安全な職場を求めて

作業環境測定は職場に
おける健康管理の第一歩

医療法人 南労会

関西環境分析センター

大阪市港区弁天2丁目1番30号
TEL. (06) 574-8049

七月の新聞記事から

七・二 原子力発電所の定期検査などに従事する労働者の半数が「できていけば放射線下の作業をやめたい」と考えている、とのアンケート調査を、総評全国金属中央安全対策委員会が発表

七・四 トヨタ車体刈谷工場で、早朝一人で作業中の保全マンが、機械に頭をはさまれ死亡

七・五 定期路線バスが転落し、二〇人が重軽傷、原因は飲酒運転(群馬)

貨物船と米コンテナ船が衝突、一人が不明(下田沖)

七・七 砕石機内で作業中、突然回転しはじめた機械に巻き込まれ、二人が死亡(長野)

七・九 橋梁メーカーで作業中の橋げたが崩れ落ち二人が下敷き死(堺)

徳島ラジオ商事件、初の死後再審で富士茂子さんに無罪判決(徳島地裁)一九日、控訴断念で無罪確定

七・一二 国鉄能登線で急行「能登路5号」が脱線、転落。七人死亡、二九人が重軽傷

七・一七

生理休暇を欠勤扱いにし、精皆勤手当を減額したのは労働基準法に違反する、とし「生理休暇訴訟」で、最高裁は上告を棄却、欠勤扱いを合法とする判断を示した

七・一八

興人八代工場で、新たに一人がCS₂(二硫化炭素)中毒の労災認定をうけた。これと同工場のCS₂中毒認定患者は三十一人に。(うち十一人死亡)

七・一九

長年、動力草刈り機で公園の下草刈りなどを行ってきた、いわゆる「振動病」障害をこらむった市職員に、公務災害認定(根室)

七・二一

架設作業中のつり橋が十五メートル下の川に落下、作業員一人死亡、四人が重軽傷(徳島)

七・二六

定期検査中の関西電力大飯原発で、蒸気発生器細管千本にひび割れを発見。この本数は全国での過去最高

七・二七

日立造船因島工場で、鉦石船検査中に、三人が酸欠死

安全衛生

ひととち

メモ

自治体の3/4が労安法違反

な・なん・と

労働安全衛生法で、安全衛生管理体制についての義務が定められている。

総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医、および安全衛生委員会の選任、設置がそれぞれ義務付けられている。しかし、これらがなかなか守られていないのが実状である。とくに地方自治体の場合、下図にみられるようにきわめて劣悪な状態にあるといつてよい。とくに衛生委員会の項を見ると、罰金三〇万円以下という違法行為を行なっている自治体が七四・六％にのぼっている。

こういう違法は通常、労基署が指導するものであるが、非現業部門については、地方自治体の場合、人事委員会または首長に捜査権・監督権があるというおかしなことになっており、これがこうした違法行為の野放しにつながっているとみてよい。

公務員の災害事例を見ても、地方自治体の安全衛生法に対する理解さえあれば防げたものがきわめて多いのが実状であり、この点は今後の自治体労働者の安全衛生運動の大きなポイントだろう。

地方公共団体における安全衛生管理体制の状況（1981年3月末現在）

自治体規模	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者		産業医		安全委員会		衛生委員会	
	設置義務のある事業所数	設置している事業所数	設置義務のある事業所数	設置している事業所数	設置義務のある事業所数	設置している事業所数	設置義務のある事業所数	設置している事業所数	設置義務のある事業所数	設置している事業所数	設置義務のある事業所数	設置している事業所数
都道府県	282	221 (78.4)	712	465 (65.3)	6,076	2,921 (48.1)	6,076	2,412 (39.7)	622	311 (50.0)	6,076	1,650 (27.2)
指定都市	208	196 (94.2)	440	422 (95.9)	1,295	718 (55.4)	1,295	611 (47.2)	348	302 (86.8)	1,295	599 (46.3)
市・区	238	162 (68.1)	642	376 (58.6)	2,295	1,180 (51.4)	2,295	1,012 (44.1)	470	269 (57.2)	2,295	709 (30.9)
町 村	2	1 (50.0)	6	3 (50.0)	2,263	592 (26.2)	2,263	274 (12.1)	5	1 (20.0)	2,263	195 (8.6)
一部事務組合	9	7 (85.7)	41	21 (48.6)	307	154 (47.2)	307	103 (29.4)	26	11 (57.1)	307	81 (24.8)
総 計	739	587 (79.4)	1,841	1,287 (69.9)	12,236	5,565 (45.5)	12,236	4,412 (36.1)	1,471	894 (60.8)	12,236	3,234 (26.4)

（注1）（ ）は設置（設置）義務のある事業所数に対する設置（設置）義務のある事業所数の百分比

（注2）資料出所：自治省

「地方公務員の安全衛生」より

機関誌定期購読の申し込みについて

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で定価は一冊百円です。近隣地区及びまとめて取扱っていただけるときは直接手渡しで定価にてお渡ししている場合もありますが、原則としては郵送配布となっております。この場合の送料込みの料金は左記の表の通りです。尚、5部以上の場合は送料は当センター負担にてお送りします。

お申し込みは、電話・通信・直接振込等による納金(この場合は住所・氏名・会員のうちわけを明示して下さい)いずれでも結構です。

● 料金表

部数	料金(年額)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円

部数	料金(月額)
5部	500円
6部	600円

●以上1部増えるごと100円増

- 郵便振替 大阪6-315742
- 大阪労金口座 梅田支店 95721

(但し、労金口座御利用の場合は住所・氏名等必要事項をハガキ、電話等で必ずお知らせ下さい。)

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28